

隣保館だより

編集 下榎隣保館

〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1

電話：72-1191 (FAX 兼)

E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

新年度スタート ～今年度もどうぞよろしくお願いします～

今年度も昨年同様の職員で、人権センター、下榎隣保館・集会所などの活動を進めていきます。地域の皆さんが気軽に集えて、気軽に相談できる居場所づくりを心がけていきます。

地域の中での見守り活動の重要性と、隣保館の役割である「人と人」「人と制度」「制度と制度」をつなぐことに重点を置き活動していきます。どうぞよろしくお願いします。

《職員紹介》 【下榎隣保館館長・集会所長】中田康介 【下榎隣保館指導員】中原千鶴、西村さつみ
【生活相談員】西村千秋

隣保館の活動を紹介します！

相談事業

生活相談や高齢者問題など、生活の上での困りごと、心配ごとなどの相談を受け付けています。各専門機関と連携し、問題解決に取り組めます。相談内容は、堅く守られますので安心してご相談ください。

憩の家事業

下榎地区と近隣地区自治会を中心に、健康や生きがい、教養講座などを開催し、閉じこもり防止、高齢者の健康福祉の増進のため、憩の家を開放し集いの場をつくりま



「ぽかぽか教室」や「よってみよい家」のほか、昨年からはスタートした「いきいき百歳体操」を開催し、誰でも気軽に集える場所を目指します。

学習会事業

地域の児童・生徒が正しい歴史を学習し、差別に負けない強くたくましい力をつけるために、「地域学習」「人権学習」など、毎週1回学習会を開きます。



学習講座

「生け花」「健康教室」「手芸」「料理教室」など生活に密着した講座を開きます。開催予定は、隣保館だよりまたは防災行政無線でお知らせします。どなたでも参加できますので、ふるってご参加ください。

貸し館事業

下榎集会所、老人憩の家の各施設を利用できます。
▶利用料：1時間 100円～150円

《研修参加報告》

「2017年度西部地区隣保館集会所等職員連絡協議会

スキルアップ研修会」 下榎隣保館館長 中田 康介

3月8日、南部町まんてんホールで、スキルアップ研修会が開かれました。

研修会では、「隣保館を活用した生活困窮者支援とこども食堂の取り組み」と題し、鳥取県隣保館連絡協議会会長の川口寿弘さんの講演を聞きました。

以下、川口さんの言葉

「生活困窮者自立支援制度と隣保館」および「地域共生社会と隣保館」との関わりについて、相談事業は隣保館の事業として根幹をなすものです。そして、訪問支援は対象者の把握をはじめ、寄り添い伴走型の支援、短・中期にわたる継続的な支援が可能になります。

さらに、鳥取市では、「こども食堂」をはじめ、さまざまな世代や対象に応じた食堂が展開され始めています。これらの食堂は、多面的な社会的居場所＝地域食堂として位置づけ、ネットワーク化した地域包括支援のための社会的仕組みとして機能しています。加えて、

「地域食堂」とそれを支援する地域の人々との社会的なつながりをつくる場所にもなっています。

①「助けて」と言わなくても、身近な問題づくりの中で、相互に気づき合うことを重視した支援、②「つぶやき」を支援につなげる仕組みづくり、③家庭や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応の必要性。これらの課題を解決するためには、地域共生社会＝すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりが不可欠です。

鳥取市は、「生活困窮者支援」をさまざまな担当課が連絡を密にして、中央人権福祉センターで一括対応する仕組みができています。さらに、「こども食堂」から得られた小さな情報をつなげ、子どもを支援する仕組みも構築しています。

こうした鳥取市の取り組みの一部でも、わが町で取り入れられたらと感じた研修会でした。

農業委員会だより No.68

農地を取得する場合には下限面積が定められています

農地を取得しようとする人は、一定の農地を所有する必要があります。取得しようとする農地が存在する地区によって下限面積が定められています（農地法第3条第2項第5号）。

農業委員会では、下記のとおり下限面積を定めました。農地を取得する場合は、農業委員会で手続きが必要です。

下限面積	地 区
30a	根雨、黒坂
40a	下榎、貝原、三谷、高尾、金持、板井原、濁谷、門谷、秋縄、三土
50a	小原、別所、榎市、本郷、津地、野田、舟場、安原、下黒坂、久住、中菅、下菅、小河内、上菅、福長

農地のことで困りごとはありませんか？

- ・田んぼを作ることができなくなった。誰か作ってくれる人はいないだろうか？
- ・田んぼを宅地に変えて家を建てようと思う。手続きはどうしたらいいだろうか？
- ・長年放置していた田んぼを何とかしたい。
- ・田んぼの貸し借りについて、詳しく知りたい。 など



農地のことで困ったときは、各地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員を通じて農業委員会にご相談ください。

- 農業委員

< 根雨地区・日野地区担当 > 長住武美、山吹長年、松本洋一

< 黒坂地区担当 > 頭本佳苗、高田昭徳

■農地利用最適化推進委員

< 根雨地区担当 > 若林順也 < 日野地区担当 > 松本昌明 < 黒坂地区担当 > 谷口 勇

ご存じですか『農業者年金』

①農業従事者が幅広く、一人一人の年金を掛けられます。

②『積み立て式』の年金制度です。

③保険料は、一口・月2万円。最大6万7千円まで自由に選べ、途中で変更もできます。

④支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。

▶詳しいお問い合わせは、農業委員会（電話 72-2103）または農協窓口（電話 72-0305）まで

農業者年金は、農業に従事する人の老後をサポートする年金です。